

飯塚市教育委員会告示第2号

飯塚市立子ども図書館整備等検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年7月20日

飯塚市教育委員会
教育長 武井政一

飯塚市立子ども図書館整備等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 飯塚市立子ども図書館の整備等に関し、子ども図書館の在り方について、その方向性、具体的施策の展開について幅広い視点から意見を聴くため、飯塚市立子ども図書館整備等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども図書館の在り方、目指すべき方向性に関すること。
- (2) 子ども図書館のサービス内容、具体的施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども図書館の整備等に関して必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 飯塚市図書館運営協議会委員
- (2) 学識経験者
- (3) 図書館ボランティア関係者
- (4) 自治会関係者
- (5) まちづくり協議会関係者
- (6) 飯塚市保育協会関係者
- (7) その他教育長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(情報公開)

第7条 会議は、原則公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、委員会の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

1 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。